令和８年（フ）第３０９号
函館市深堀町31番13－１号　ルケレス深堀101
債務者　葛西　聖子
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１２号
北海道亀田郡七飯町大川３丁目13番26号　リバージュワジマ102
債務者　飯田　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２号
岩手県久慈市長内町第32地割36番地１　カーサ東広美Ｂ号
債務者　欠畑　紗代
1　決定年月日時　令和８年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１１１４号
埼玉県加須市水深1785番地12
債務者　関口　彩乃
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１１３２号
埼玉県上尾市五番町10番地６　５ＴＨタウン205
債務者　仙洞田義文
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１８号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町４丁目４番23号
債務者　田中美津子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２１９号
埼玉県加須市串作140番地２　アヤックスⅡ101
債務者　髙橋　　忍
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１２４２号
埼玉県蓮田市東１丁目５番８号
債務者　本橋　祥子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２７号
さいたま市西区大字水判土425番地４
債務者　横田　未来（旧姓松山）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３２８号
さいたま市南区辻８丁目16番４号　コーポフクダ202号
債務者　片岡　莉菜
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２８４号
埼玉県春日部市備後東２丁目17番３号
債務者　岩永　竹法
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３４５号
埼玉県越谷市北越谷５丁目１番７号　藤コーポ東202
債務者　芳賀　克子（旧姓小林）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７１４号
大阪府茨木市玉櫛１丁目10番12―305号
債務者　上村茉衣子（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８０号
北海道旭川市神楽岡10条８丁目４番３号
債務者　岡本　麻綾
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９３号
北海道旭川市永山２条４丁目２番11号　シャンノール２．４　202号室
債務者　山口　颯介
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０２号
北海道富良野市字学田三区　なでしこ
債務者　大谷かな美
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２６号
北海道旭川市神居５条11丁目２番１―4101号市住4101号
債務者　丹治　　泉
1　決定年月日時　令和８年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部